

2022年JAF国内カート競技車両規則 第12章EVカート特別規定

各種構成品のJAFへの登録方法についてのガイドライン

第1章 総則

第1条 総則

国内EVカート競技の安全性、公正性および安定した供給を確保するため、JAFに登録されるEVカートの構成品（コントローラー・バッテリー・電動モーター）の登録申請の詳細について下記の通り定める。

第2章 定義

第2条 定義

- 1) コントローラー
駆動用モーターを制御するコントロールユニット。
- 2) バッテリー
繰り返し使用できる密閉型二次電池を使用し、直並列の組み合わせで構成された蓄電システム。
- 3) 電動モーター
バッテリーに取り入れた電気エネルギーから車両を駆動させる運動エネルギーに変換するもの。

第3章 概要

第3条 仕様(技術要件)：

コントローラー、バッテリーおよび電動モーターは、以下の仕様を満たすものであること。

- 1) コントローラー
電動モーターの特性に適したものであり、密閉構造であること。
- 2) バッテリー（充電器を含む）： 複数台搭載の場合は搭載状態の数値
最大電圧：60V未滿推奨
最大容量：5kWh未滿（規定最大充電条件／1CA放電で最低駆動電圧カット）
セルはPSE認定相当品を使用していること。
合理的な保護装置が内蔵されていること。
- 3) 電動モーター
最大出力：2.5kW未滿（実使用時の最大電圧時）

第4条 申請

1) 申請資格

- (1) 国内製品については当該製品の製造者であり、かつJAF特別または加盟カート団体であること。
- (2) 外国製品については当該製品の製造者または製造者の委託を受けた「指定代理店」もしくは「輸入代理店」であり、かつJAF加盟カート団体であること。

2) 申請方法

下記要領に従い申請すること。

- (1) 申請提出先：一般社団法人日本自動車連盟（JAF）本部モータースポーツ部
- (2) 申請内容：各構成品申請書に必要事項を記載し、必要な資料を添付のうえ申請すること。

第5条 登録基準

- 1) 第4条申請に従った全ての情報、資料が揃っていること。
- 2) 原則として、仕様および性能を変更することなく安定供給できること。ただし、JAF国内カート競技車両規則の改正等により仕様および性能を変更する必要がある場合、当該製造者はそれに協力できること。

第6条 登録

- 1) 申請のあった構成品については、上記第3条「仕様」の指定基準に基づき書類審査を行い、必要に応じ資料の補完、性能概要テストおよび／または査察を実施のうえ指定する。書類審査および査察は遅くとも申請した日から2ヶ月以内に行われる。
- 2) すべての審査を満足した場合、翌月1日から登録される。

第7条 登録期間

登録期間は6年間とするが、登録期間中であっても安定供給がされていないと見なされた場合、登録を取消すことがある。再登録申請は妨げない。その場合、本規定に従い手続きを行うこと。